

高温登熟耐性水稻新品種候補に係るマーケティング業務委託仕様書

1 委託業務名

高温登熟耐性水稻新品種候補に係るマーケティング業務

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務の目的

本業務は宮城県産米（高温登熟耐性水稻新品種候補を含む。）のブランド戦略等の見直し・更新を行うに当たり、主要な銘柄米の流通実態や実需者のニーズ等の調査を行うことにより、市場における宮城県産米の優位性や目指すべき方向性を明らかにし、今後の効果的な戦略策定に資することを目的とする。

※みやぎ米ブランド化戦略（平成29年策定）の概要

「お米は食べわける時代。だから、みやぎ米」をキャッチフレーズに、食卓シーンに合わせたみやぎ米の銘柄選びを消費者へ訴えていくことで、みやぎ米のファンを拡大する。

5 業務の内容

（1）米の流通に関する実態調査

宮城県産米及び山形県産米のエリア別及び取引業態別の流通量等の流通実態を調査する。調査にあたっては、受託者が保有する既存のマーケティングデータや、広く公開されている市場トレンド情報を有効に活用するなど、効率的な手法で実施すること。

なお、調査対象とする銘柄米について、宮城県産米は「ひとめぼれ」、「つや姫」、「ササニシキ」、「だて正夢」、山形県産米は「はえぬき」、「つや姫」、「雪若丸」とする。

（2）首都圏及び県内における米の販売状況実態調査及び実需者のニーズ調査

主要な銘柄米を扱う米穀店等（首都圏10店舗以上。県内は既存資料や関係組織からの情報提供等を有効に活用すること）の産地及び品種、価格帯、米の売場における銘柄のシェア等販売実態を調査すること。米穀店等は米を専門に扱う米穀店や百貨店、スーパーマーケットを優先すること。

また、米の流通に携わる卸売業者や米穀店、小売業者等実需者（宮城・山形両県産の銘柄米の取扱実績を有する者を中心に全体で10者以上）に対してヒアリング等を実施し、宮城県産米及び他県産の主要な銘柄米の評価及び実需者が求めているニーズ等を調査すること。

なお、ヒアリング等の実施にあたってはオンライン会議システム等の使用を可とする。

（3）宮城県産米の市場性の分析及びブランド戦略等の方向性の提案

上記（1）、（2）の調査結果や県が実施する食味に関する成分分析等の結果（※1）、外部機関が行った既存の調査結果等を活用し、県及び県内の米の集荷・販売組織等と連携を

図りながら、宮城県産米（特に高温登熟耐性水稻新品種候補）が米市場で優位に展開していくための方向性や主要なターゲット等の分析を行うこと。

あわせて、分析結果を踏まえて宮城県産米のブランド戦略等の方向性の提案及びその提案書を作成し、その説明を行うこと。

※1 5（1）に列挙した銘柄米及び高温登熟耐性水稻新品種候補を、成分分析（分析項目：水分、たん白質、脂質、灰分、食物繊維、糖質）及び食味官能試験（評価項目：外観、香り、味、粘り、硬さ、総合評価）に供試する予定である。分析結果は令和8年9月を目安に県から受託者へ提供する。

6 実施体制

本業務を効果的かつ適正に実施可能な人員体制を整備すること。

7 発注者への報告等

- （1）契約締結後、速やかに業務の実施方法を記載した実施計画書（任意様式）を作成し、発注者に提出すること。
- （2）本業務の進捗状況について、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- （3）発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。
- （4）業務終了後、速やかに業務実績等を記載した業務完了報告書（任意様式）を提出し、発注者の検査を受けること。

8 成果品

提出する成果品は、次のとおりとする。納入先は、宮城県農政部みやぎ米推進課とする。
なお、成果品の仕様、納期等の詳細については、別途指示するものとする。

- （1）業務実績報告書
- （2）調査結果報告書
- （3）業務完了報告書
- （4）調査結果に関するデータ
- （5）その他、発注者が必要とするもの

9 成果の帰属及び秘密保持

（1）成果の帰属

本業務により得られた成果は発注者に帰属するものとする。

（2）機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（3）個人情報情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守しなければならない。

10 その他

- （１）本仕様書は業務の概要を示すものであり、詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定するものとする。
- （２）受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。
- （３）受注者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。